

○ 財務省告示第百二十二条等を次とのとおりに告示する。政府短期証券（五百九十二回）

國庫短期財務大臣 麻生太郎

の法律発行の名称及び記述

四 発行方法
三 用振替法の適
二 一 条件等を次のとおりに告示する。
令 第六号～第五百二十二条等を次とのとおりに告示する。政府短期証券（五百九十二回）

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用を平、第十項、第に金号法る参て札發によく競争は受けるも日本銀行の振替法」といふ。○へ格付し競争て行とし。○の規下額市札格競い入

| 八 | 七 | 六 | 五 |
|---|---|---|--|
| 額 最 | 払 | 發 | 方 募 |
| 低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額 | 込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額 | 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 | 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の |
| 千 三 三 万 四 万 万 千 八 兆 円 千 八 千 千 二 百 七 百 百 二 百 八 円 十 五 十 八 十 二 億 円 億 九 千 千 五 百 七 百 百 六 六 二 十 八 | 額 千 額 面 万 面 金 圓 金 額 額 で で 三 四 千 兆 八 千 百 百 二 七 八 十 一 億 七 | 込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非 | 価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 発 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非 |

